

島根県竹島問題研究顧問

藤井 賢二

日中対立を考える



ふじい・けんじ 第2
～5期島根県竹島問題研
究会委員。第5期最終報
告書に「SCAPIN—
677と外務省作成の英
文説明資料について」な
どを掲載した。

中国は「台湾有事」を巡る11月7日の高市早苗首相の国会答弁を非難し、台湾は中国の一部であって中国の内政に口出しすることは許さないと日本を威嚇している。中国が日本に順守を求めたのが、1972年の日中国交正常化の時に両国が合意して出された日中共同声明である。その第3項は「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第8項に基づく立場を堅持する」だった。

日中共同声明について、「日本経済新聞」（電子版）は11月25日付記事で作成当時の日本政府の交渉担当者の記録を利用した解説記事を掲載した。この記事などから私なりに次のようにその意味をまとめてみた。

日本は51年9月調印のサンフランシスコ平和条約で独立を回復して国際社会に復帰した。同条約第2条b項は「日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」であって、日本が放棄した台湾の帰属先は書かれていない。これと矛盾なく中国と国交を結ぶため、日本は「まず中国側に、中国の立場を『十分理解し、尊重する』とのみ書いた原案を示した。『理解』や『尊重』は『承認』とは違い、外交上は法的意味のない言葉とみなされる」。これだとサンフランシスコ平和条約と折り合えるが、中国は拒否した。

そこで日本は、「先の大戦で無条件降伏を日本が受け入れたポツダム宣言の8項の文言を示した。日本が降伏に際し米英中が43年に結んだ『カイロ宣言』に従うことを約束した項目だ。カイロ宣言は台湾などを『中華民国に返還する』と定める」。日中共同声明第2項に「日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府である

ことを承認する」とあるのだから、「中華民国」は「中華人民共和国」と読み替えることができる。従って、「台湾が中国の一部になることはカイロ宣言の『返還』にあたり、日本は異議を唱えないと約束したことになる」。中国は日本の案を受け入れて日中共同声明第3項ができた。

以上から、日本は次のように主張できる。一つは、「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部である」という中国の主張について、日本は否定もしないが承認もしていないことである。もう一つは、将来台湾が中国の一部になることについて日本は異議を唱えないが、すでに台湾が中国の領土になっているとは認めていないことである。よって、中国が台湾住民の意思に反して武力で台湾を併合するのは中国の内政問題である、との主張は認められない。日本は当事者間の話し合いによる平和的解決を望む。日本は、サンフランシスコ平和条約には日本が放棄した台湾の帰属先は書かれていないという基本線を崩さなかった。

記事の2日後、中国はサンフランシスコ平和条約を、米国が中国やソ連などを排除して単独講和を結んだ違法で無効な文書だと非難した。日本の主張の基本がサンフランシスコ平和条約であることに対応したものだろう。51年、同条約が署名される前月に中国の周恩来首相は同様の非難声明を発表したが、声明では同条約に台湾の帰属先が書かれていないことに不満を表明していた。このように、サンフランシスコ平和条約の意味は大きい。竹島問題でも、同条約第2条a項「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」の「朝鮮」に竹島が含まれないため、竹島が日本領であることに変化はなかったのである。

サンフランシスコ平和条約の重み